



中津市監査委員告示第 20 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和6年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和6年10月8日

中津市監査委員 千木良 孝 之

# 財政援助団体監査結果報告書

## 1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
公益社団法人農業公社やまくに	左記の財政援助団体が令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	令和6年8月23日～ 令和6年10月8日

## 2. 監査を実施した監査委員

千木良 孝之

## 3. 監査委員の除斥

監査委員岡雅一は、令和4年5月25日から公益社団法人農業公社やまくにの監事であることから、地方自治法第199条の2の規定に基づき、除斥とした。

## 4. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

## 5. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

## 6. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果、各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

### (指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。